



## 指定居宅療養管理指導事業者・指定介護予防居宅療養管理指導事業者 運営規程

### （事業の目的）

要介護状態または要支援状態にある方（以下「要介護者様」といいます）に対し、適切かつ質の高い指定居宅療養管理指導を提供することを目的としています。

### （運営の方針）

1. 利用者様の意思および人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めて参ります。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
3. 利用者様の療養生活に資する等の観点から、当該患者様に係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た患者様またはその御家族の情報を漏らすことはいたしません。

### （職務の内容）

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋の指示に基づいて、利用者さまの居宅を訪問し、薬剤の管理や保管・管理、使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるように努めます。サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧にいき、分かりやすくご説明いたします。薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談ください。

### （従業者の職種、員数）

薬局検索にてご確認ください。

### （営業日および営業時間）

薬局検索にてご確認ください。

### （通常の事業の実施地域）

各店舗から半径16km以内の地域とします。

### （利用料）

1. 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、介護報酬告示上の額に各利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
2. 居宅療養管理指導等の実施前に、ご利用者さままたはそのご家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることといたします。

### （緊急時等における対応方法）

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡します。

### （苦情申立窓口）

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

### （その他運営に関する重要事項）

1. 当事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備します。
2. 従業者（従業員であった者も含む）は、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を保持します。

